

九州工業大学新型コロナウイルス感染症における 令和2年度後期授業料減免の緊急支援

九州工業大学では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、家計が急変した学生の修学機会を確保する観点から、以下のとおり大学独自の授業料減免による支援を行います。

1. 支援の内容

- ・授業料：令和2年度後期分の授業料の全額もしくは一部を免除する

2. 支援の対象学生

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、学資負担者の家計の急変による収入減などによって生活が困窮している学生（留学生を含む。）で以下①～③のいずれかに該当する場合に対象とします。

- ①学資負担者が死亡した場合
- ②学資負担者が罹患し、長期間の入院加療が必要とされた場合
- ③家業の破産又はその再開に長期間を要することが客観的に判断できる場合、あるいは学資負担者の失職・減収により家計が急変した場合

※以下の学生は対象となりません。

- ・学部学生のうち、日本学生支援機構の新制度に申請していない学生
- ・学部学生のうち、日本学生支援機構の新制度に採用されている学生
- ・留学生のうち、国費外国人留学生及びそれに準ずる学生

なお、本学が実施する他の授業料免除制度と重複して免除することはありません。

3. 申請書類

(1) 授業料免除申請書（コロナ対策本学独自授業料免除）

(2) 家計の急変が確認できる書類

給与収入者：令和元年の課税証明書^{※1}及び令和2年1～5月までの給与明細書^{※2}

※1：源泉徴収票等、令和元年の給与収入が確認できる書類でも可。

※2：各月の給与が確認できる書類でも可

自営業者：経済産業省が実施する持続化給付金「給付通知書」等の写し又はその申請に係る書類の写し

留学生：アルバイト休業等証明書

(3) その他チェックリストに記載のある書類一式

4. 申請期限

申請期限：令和2年6月5日（金）必着

申請書類は郵送により提出してください。

なお、申請期限までに郵送での申請ができない場合は、必ず申請期限内に申請書類をPDF形式のファイルに加工の上、メールに添付し、申請書類の送付先アドレスに送信してください。また、手元の申請書類は、速やかに郵送してください。

【申請書類の送付先】

・工学部 / 工学府

宛先：工学部 学生係

住所：〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町 1-1

Mail：koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

・情報工学部 / 情報工学府

宛先：情報工学部 学生係

住所：〒820-8502 飯塚市川津 680-4

Mail：jho-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

・生命体工学研究科

宛先：学生・留学生係

住所：〒808-0196 北九州市若松区ひびきの 2-4

Mail：sei-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

5. 授業料減免の決定

「入学料、授業料免除者及び徴収猶予者選考基準」を基に家計評価額を算出し、経済的困窮度が著しく高い学生であると判断した場合に授業料の減免を適用します。

なお、その決定は令和2年7月上旬を予定しています。

6. 新型コロナウイルス感染症における授業料減免の返還

次のいずれかに該当すると認められる場合は、授業料の減免措置を取り消し、授業料を全額納入していただく場合がありますのでご注意ください。

- ・虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合
- ・本学が依頼する、証拠書類等の写しの提出を行わない場合
- ・その他支援の経済的理由などの必要性が認められなかった場合

7. 個人情報の取扱

「授業料減免の緊急支援」の申請により本学が取得した個人情報は、その取扱に十分注意するとともに、同支援に関する事務処理、連絡にのみ使用し、他の用途には利用することはありません。

8. その他

本申請は、通常の授業料免除手続とは異なりますのでご注意ください。

後期授業料免除手続きは7月以降準備ができ次第、改めてお知らせします。

【問合せ先】

お問合せの際は、メールのタイトルを「経済的支援の相談」とし、①所属・学年、②学生番号、③氏名、④こちらからの連絡可能な電話番号、⑤申請を希望する支援制度、⑥支援を必要としている事情（具体的に）を記載してください。宛先学務課学生・留学生支援係

Mail : gak-gakshien@jimu.kyutech.ac.jp